

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税・森林環境税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須崎市は、個人住民税・森林環境税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県須崎市役所

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、公共施設、上下水道、ごみ処理、学校教育といった行政サービスの活動費に充てる目的で、その地域に住む個人に課する地方税をいい、道府県民税と市町村民税がある。納税は、一括して各市町村に個人住民税を納め、道府県民税は各市町村によって、その道府県に払い込む。</p> <p>個人住民税は、各地域において、地域住民の生活を保障するために、行政サービスの財源を適切に確保する観点から、極めて重要な税目である。</p> <p>個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、所得に応じた負担を求める「所得割」と、所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」があり、所得割の税率は、所得に対して10%(道府県民税が4%、市町村民税が6%)とされており、前年の1月1日から12月31日までの所得で算定する。</p> <p>均等割は、個人住民税は地域社会の会費的なものであるとして負担を求める個人住民税の性格を反映したもので、その税額は4,500円(道府県民税が1,500円、市町村民税が3,000円)である。</p> <p>実際の課税は、これらの基準を踏まえ都道府県や市町村が自らの判断で税率を定め、その年の1月1日に市町村に居住する者に対し、前年所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、所得税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書、市町村民税・道府県民税申告書等の課税資料をベースに、納めるべき額を決定する。</p> <p>また、パリ協定の枠組みの下における日本国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税がある。</p> <p>森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、納税は、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円を市町村に納め、市町村が国に払い込む。森林環境税の収入額に相当する額は、客観的な譲与基準により、都道府県・市町村に森林環境譲与税として譲与される。</p> <p>賦課、徴収</p> <p>①個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、市町村が課すことのできる市町村民税と、都道府県が課することのできる道府県民税が存在する。</p> <p>②市町村民税及び道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定する。</p> <p>③森林環境税は国税で、個人住民税の均等割に上乘せする。</p> <p>④これら②③は、税制改正により必要に応じて逐次、見直しが行われている。</p> <p>⑤道府県民税の賦課徴収については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うもの」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>⑥森林環境税の賦課徴収については、地方税法第319条第2項により「市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>⑦口座振替を希望する者の口座を登録し、対象金融機関に振替を依頼する。</p> <p>⑧過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。</p> <p>⑨納期限を経過して課税額の納付がない者に対して督促状を送付する。</p> <p>⑩督促後、納付がない者の財産を調査し、滞納処分を行う。</p> <p>市町村は、地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条)</p> <p>②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等)</p> <p>③個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認(地方税法第24条の5、第295条)</p> <p>④森林環境税の賦課決定に際し、非課税要件(生活保護・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に関する情報等)の確認(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条)</p> <p>⑤他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認</p> <p>⑥課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等)</p> <p>⑦個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条)</p> <p>⑧法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・団体内統合宛名システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・コンビニ交付システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・課税資料イメージファイリングシステム ・申告書作成システム ・確定申告書管理システム

2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 55の2, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 112, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須崎市 税務課 情報公開・個人情報保護担当 785-8601 高知県須崎市山手町1番7号 問い合わせ先電話番号 0889-42-1291
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須崎市 税務課 情報公開・個人情報保護担当 785-8601 高知県須崎市山手町1番7号 問い合わせ先電話番号 0889-42-1291
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報ファイルの入手におけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外の入手防止: 賦課期日(1月1日)時点での異動者リストを出力し、確認を行っている。 ・課税対象者情報の入手は、地方税法第294条に基づき、目的の範囲を超えた入手を防止している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止している。 <p>② 不要な情報の入手防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等により記載項目・様式が定められており、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・課税対象者情報として保有する項目を定め、不要な情報の入手を防止している。 <p>③ 特定個人情報の使用におけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外の紐付け防止: 個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 ・番号法第9条別表に規定された個人番号利用業務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステム的に制御している。 <p>④ 権限のない者による不正使用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。 ・個人住民税システムの利用できる端末を管理し、不正な端末からの利用を防止している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 <p>② 移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 <p>③ テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 <p>④ 相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。” 	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■須崎市における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部進入防止:24時間監視、監視カメラ ・入退室管理:ICカード認証、生体認証 ・持込・持出防止:持込・持出台帳管理 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p>③移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>■クラウド事業者における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者は利用者のデータに許可なくアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))は、クラウドが提供するサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASPは、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・クラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASPの運用保守地点からクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者が許可なくアクセスできないよう制御を講じる。

